

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第 6 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会
開 催 日 時	平成 2 2 年 9 月 2 9 日 (水) 午前 1 0 時～ 1 1 時 1 0 分
開 催 場 所	市役所 4 階 4 0 1 大集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：添田座長、荒井副座長、波多野委員、岡本委員、栗原委員、永井委員、菅原委員、藤野委員、朝倉委員、久保田委員、小川委員、河野委員 欠席者：杉本委員、椎木委員、見崎委員 事務局：健康福祉部長、地域福祉課長、地域福祉課主査（地域福祉グループ）、地域福祉課主事（地域福祉グループ）、高齢・障害担当部長、障害福祉課長、障害福祉課主査（業務グループ）、障害福祉課主事（業務グループ）、コンサルタント（2名）
報 告 事 項	(1) 第 5 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議録（要旨）について (2) その他
議 題	(1) 第 5 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会における修正事項等の検討について (2) 武蔵村山市第二次障害者計画（原案）の検討について (3) 武蔵村山市第三次地域福祉計画（原案）の検討について (4) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 原案のとおり承認する。 (2) 修正内容が大幅なものでなければ、本日をもって策定懇談会を終了する。文言の修正については事務局に一任し、座長及び副座長でその文言を最終的に確認し、市長へ原案を報告する。 障害者計画については、原案のとおり承認する。 (3) 指摘事項については、事務局と座長・副座長に一任することとし、それ以外は原案のとおり承認する。 (4) 今後のスケジュールについて説明した。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (○=委員、 ●=事務局)	※ 議事進行前に、座長により配布資料の確認と、委員の出欠について確認が行われた  報告事項 (1) 第 5 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議録（要旨）について ● 「第 5 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議録（要旨）」については、修正などあれば、後ほど事務局まで御連絡いただきたい。修正があれば修正し、前回の会議録（要旨）を確定し、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第 11 条及び第 12 条の規定に基づき、市政情報コーナー及び市のホームページ上で公開させていただく。 【主な意見等】 ○ 特になし。 (2) その他 ● 特になし。 【主な意見等】 ○ 特になし。

## 議題

### (1) 第5回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会における修正事項等の検討について

● 議題(1)「第5回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会における修正事項等の検討」については、議題(2)「武蔵村山市第二次障害者計画(原案)の検討について」と合わせて説明する。まず、前回の懇談会において、委員の皆様から御指摘を受けた内容について、9月6日に開催された職員で構成する策定委員会で検討したので報告する。

1点目は、19ページの「障害者就労支援センターでの相談受付状況」の表中の「相談者実数」の欄が空欄という御指摘であったが、集計がまとまったため、平成21年度の実績数字を加えさせていただいた。

2点目は、23ページの「計画の基本理念」であるが、計画の基本理念の下に8行ほどの文章があったが、基本理念を示した後に文章が続くと、基本理念の示すインパクトが薄れるとの指摘を策定委員会で受けたので、前回配布した資料に掲載されていた文章の前半の自立に関する表現を「経済的な自立に限らず、その有する能力及び適性に応じたその人らしい自立した生活のできるまち」と策定委員会の自立に関する考え方を集約した内容に修正し、基本理念の前の文章に書き加えた。また、後半の施設入所者の地域生活への移行に関する記述については、全介助の重度障害のある方へ配慮し、「地域生活が可能な方については」という文章を加え、こちらは33ページの「2 生活環境の整備」の「現状と課題」の後段に書き加えた。

3点目は、24ページの「障害者支援ネットワーク」の図の右上の楕円の中に「高等学校」や「専門学校」も加えるべきとの御指摘だが、御指摘のとおり「特別支援学校を含む各種学校」として整理させていただいた。

4点目は、32ページの「今後の主な施策」の「情報提供の充実」の内容の中に「活字文書読上げ装置」も加えるべきとの御指摘であるが、検討の結果、「活字文書読上げ装置」も加え、情報提供の充実に努めることとした。

5点目は、34ページの「3 権利擁護体制の確立」であるが、「現状と課題」部分の文言を修正し、「今後の主な施策」に「福祉総合相談窓口の設置と利用促進」の施策を加え、福祉サービスの利用相談や苦情に対する相談、解決に向けた支援を行う福祉総合相談窓口を社会福祉協議会に設置し、利用促進を図ることとした。

6点目は、40ページの「今後の主な施策」の「緊急通報システム事業」について、障害者手帳を取得するまでにはいかない、軽度の障害のある方の地域生活を支えるために、生活圈サポートとして「24時間テレビシステム」など高度化して整備することができないかとの要望だが、「緊急通報システム事業」については引き続き行うこととし、内容を高度化して整備することについては、今後の研究課題とさせていただきたい。

7点目は、41ページの「5 福祉と連携した保健・医療サービスの提供」の「今後の主な施策」についてである。前回発達障害に関する成人向けの施策を追加する必要性を御指摘いただいたので、施策について検討した結果、「しくみづくりの研究・検討」の施策を追加し、ライフステージに応じた支援のあり方やネットワークについて研究・検討することとした。

8点目は、54ページの「自立支援協議会を中心とするネットワー

クのイメージ」の図についてであるが、「都道府県」からの「指定」の矢印が「サービス事業所」を指していないとの御指摘をいただいたので、修正した。

修正事項等に関する説明は以上である。

引き続き議題(2)「武蔵村山市第二次障害者計画（原案）の検討について」説明する。

今回は議題(1)で説明した修正等を加えて、第二次障害者計画の全体を御覧いただいているので、全体を通して御意見・御要望をいただきたい。

なお、後ほど御審議いただく、地域福祉計画も含め、本日の御審議をもって、「第二次障害者計画（原案）」の決定をいただきたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

また、誤字脱字を含めた文言の修正やレイアウト調整については、事務局に一任いただけると幸いである。

#### 【主な意見等】

- ただ今事務局からの説明があったが、意見等をいただく前に、私から提案がある。先日、事務局と本日の審議と原案の取扱いについて打合せをさせていただいた。

障害者計画と地域福祉計画の原案については、本日、多数の意見をいただくことになると思うが、その修正内容が大幅なものでなければ、事務局のスケジュール案のとおり本日の第6回策定懇談会で終了とさせていただき、文言の修正については事務局に一任し、私と副座長でその文言を最終的に確認させていただき、市長へ報告するということでよろしいか。

仮に、大幅な修正が必要である場合は、本日の懇談会の中で事務局と相談の上、今後の対応を図りたい。いずれにしても、本日の審議内容によって対応は変わるが、この方向でいかがか。

- 異議なし。
- それでは、あらためて、障害者計画の原案について、意見・質問はあるか。
- なし。
- 検討結果を承認するというところで、異議はないか。
- 異議なし。

#### (3) 武蔵村山市第三次地域福祉計画（原案）の検討について

- 続いて、議題(3)「武蔵村山市第三次地域福祉計画（原案）の検討について」を議題とする。事務局に説明を求める。

- 議題(3)「武蔵村山市第三次地域福祉計画（原案）の検討について」説明する。

まず、当策定懇談会では、6月29日以来の地域福祉計画の御審議となるため、あらためて経過を確認させていただきたい。

当策定懇談会における地域福祉計画の検討については、皆様からの強い御要望で、事業の達成度をパーセンテージ表記していただきたいとのことだった。

事務局の回答としては、現行計画の表現が漠然としており、事業を特定できないため、すべての項目についての進捗状況を調査、あるいは掲載することは難しい旨を説明させていただいた。

しかしながら、少なくとも5年後にはその進捗がわかるようにしたいため、事業を特定することについて所管課と調整することや、事業の進捗状況を明らかにするために指標を数値化することについて所管

課と調整を図るとお答えした。

これらを踏まえ、関係各課へ調査を行い、本日、第4章において、数値化が可能である事業を掲載した。職員数の減少や、財政状況が芳しくないため、所管課からは、5年後には財政状況から数値が達成できないのではないかと危惧の声もあり、平成27年度の目標値を掲載することが大変難しかったが、関係各課と協議し、個別事業の目標値を掲載した。本日は、この第4章を中心に説明させていただく。

まず、1ページの「第1章 計画の基本的事項」を御覧いただきたい。

第1章については、「第1節 計画策定の背景と趣旨」「第2節 計画の性格と位置付け」「第3節 計画期間」に関して、皆様の御意見等を踏まえ、文言等を修正した。

次に、7ページの「第2章 武蔵村山市の現状」を御覧いただきたい。

第2章については、「第1節 武蔵村山市の概要」「第2節 地域福祉の現状と取組状況」に関して、関係各課より収集した数値・施設などの情報を元に、文言・データ等を修正して掲載したので、御確認いただきたい。なお、9ページの「人口・世帯数の推移」、10ページの「年齢3区分別人口構成比の推移」、22ページの「市の高齢者人口と高齢化率の推移」、23ページの「認定者数の推移」、34ページの「0～14歳人口と構成比の推移」のデータ及びグラフに関しては、10月1日に行われる国勢調査の速報値を反映させるなど、直近の数値に修正する方向で考えているので、御了解いただきたい。

次に、39ページの「第3章 計画の基本的な考え方」を御覧いただきたい。

第3章については、「第1節 計画の基本理念」「第2節 計画の基本視点」「第3節 計画の基本目標と展開」「第4節 エリア設定の考え方と将来人口推計」に関して、文言等を修正した。また、42ページの「第2節 計画の基本視点」の項目については、地域福祉計画の基本理念である「だれもが身近な地域や家庭で安心して自分らしく暮らせる福祉のまち」の実現を「市民と事業者と市」の協働を目指すための「基本的視点」として「同じ目線で」等の文言を追加したので、御確認いただきたい。なお、48ページの「2 将来人口推計」についても、先ほどと同様に、直近の数値に修正する方向で考えているので、御了解いただきたい。

次に、49ページの「第4章 基本計画」を御覧いただきたい。

本日の審議の中心となる第4章については、関係各課に調査をして、事業の特定及び、数値化可能な事業の掲載、また、文言等を修正した。なお、平成16年度の数値については、進捗度を図る上での参考とするために関係各課より収集したものを掲載したが、現行計画が不明確であるため、製本版には掲載しない考えである。

それでは、ページ数も多いため、加筆・修正した箇所を中心に説明する。

まず、51ページの「(4)自治会活動の支援・加入促進の支援」については新規である。これは、皆様より自治会活動に関して、市が行う自治会活動への支援・加入促進に関する取り組みについて、追加すべきとの御指摘を受け、今後地域振興課を中心に「職員地域担当制」の導入を予定していることから、記載した。

また、52ページの【主な事業】欄については、今後、ボランティアセンターに登録されている個人及び団体ボランティアを充実させ、

市民活動への積極的な参加を支援することから、「ボランティアセンター登録・ボランティアの充実」を記載した。さらに、今後、全 54 自治会へ職員を派遣し、自治会の活性化を目指すことから「市職員の自治会への派遣」について記載した。

続いて、54 ページの「(2)地域福祉活動団体間の連携強化の促進」については、年 3 回を目標に地域福祉活動がより活発・効果的に行われるよう、活動団体間のグループミーティングの回数の増加を目指す「市民活動団体のネットワーク化の推進」を記載した。

続いて、56 ページの「(2)働くことができる環境づくり」については、現在、子育て支援課で行っており、本年度より 2 名に増員されました、ひとり親家庭に対する相談とその自立を支援する「母子自立支援・婦人相談員」の設置を記載した。

続いて、61 ページ、ここでは、災害時要援護者制度について、市が行っている、災害時要援護者についての情報把握・情報共有・情報更新の方法について「コラム形式」で記載した。

続いて、62 ページの「(2)交流教育の推進」については、現在、市の小・中学校で行っている、市内小・中学校の生徒と村山特別支援学校の生徒との交流について、今後、実施する学校を増やしていくということで、記載した。

続いて、63 ページの「(2)相談窓口の充実」については、今年度より、社会福祉協議会内に「福祉総合相談窓口」を設置し、福祉サービスの利用相談や苦情の受付とその解決に向けた、支援を行っていることから、記載した。「(2)情報提供の充実」については、今後、北部地域包括支援センターの整備、障害者自立支援協議会の設置が予定されていることから、両事業について記載した。なお、これら 3 事業については、64 ページの【主な事業】欄でも記載した。

続いて、65 ページの「(2) (仮称) 権利擁護センターの設置」については、今後、成年後見制度に関する専門的な相談や、福祉サービスの利用相談、苦情対応などを行う、(仮称) 権利擁護センターの設置を予定しており、【主な事業】欄でも記載した。

続いて、67 ページの「(2)ボランティアの確保と NPO 法人などの参画促進」については、毎年夏にボランティアセンターで実施されている夏体験ボランティアへの参加者の増加を図り、ボランティアの育成と充実に努めることから、記載した。また、68 ページの【主な事業】欄でも記載した。

続いて、69 ページの「(4)サービス評価の促進」については、現在行っている、福祉サービス第三者評価への助成について、今後、助成する事業所の数を増やすことを目標として、記載した。また、【主な事業】欄でも記載した。

続いて、73 ページの「(1)健康づくりの普及・啓発」については、現在、健康推進課で行われている各種健康教室について、参加者の増加を目指すべく記載した。また、その目標としては、【主な事業】欄でも記載した。

続いて、74 ページ、ここでは、現在、健康推進課で行われている、各種検診についての、受診者の増加と乳幼児・産婦健康診査の受診率の向上について記載した。さらに、保険年金課と健康推進課の共同で行われている「(6)特定健康診査」「(7)特定保健指導」について文言を追加し、受診率についての現状と、目標について記載した。また、【主な事業】欄でも記載した。

続いて、76 ページ、ここでは、今後、「レセプトの電子化」によ

る医療扶助事務の効率化や「生活保護業務データベースシステム」の導入による業務の適正運営が予定されていることから、両事業を新規として記載した。また、【主な事業】欄でも記載した。

続いて、77 ページの「(2)進学支援」については、チャレンジ支援貸付事業は東京都からの受託事業であるが、本年度で終了となることも予想されるため、東京都による継続の正式決定を受けて、記載することを御了解いただきたい。

次に、79 ページの「第5章 計画の推進と進行管理」を御覧ください。

第5章については、「第1節 計画推進の体制」「第2節 計画の進行管理」に関して、文言等を修正して記載した。

特に「2 期待される役割」の部分について、82 ページの市民（地域住民）の役割及び、84 ページの事業者（所）の役割について内容を追加し、「ボランティアセンター」の紹介について、「コラム形式」で掲載したので、御確認いただきたい。

次に、87 ページの「第6章 付属資料」を御覧ください。

第6章については、「第1節 用語の解説」「第2節 策定懇談会」「第3節 策定委員会」「第4節 計画策定までの経過」について記載したため、御確認いただきたい。

以上、地域福祉計画（原案）の説明とさせていただくが、本日は、全体を通して御意見・御要望をいただければと思う。なお、障害者計画と同様に、本日の御審議をもって、「第三次地域福祉計画（原案）」の決定をいただきたい。また、誤字脱字を含めた文言の修正やレイアウトの調整については、事務局に一任いただけると幸いである。

#### 【主な意見等】

- ただ今事務局から説明があったが、何か意見、質問等はあるか。
- 事務局より一部訂正をしたい。101 ページ、第6回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会については今日の開催なので平成22年9月23日となっているが、平成22年9月29日としていただきたい。
- ボランティアセンターの関係で、住所や電話番号が83 ページの下のほうで紹介されているが、できれば、FAX 番号と、電子メールアドレス、ホームページの URL も記載していただきたい。
- 了解した。
- 24 ページでは「(3)要介護等認定者の状況」となっているが、13 ページでは「(3)一般市民アンケート調査結果」となっている。この文言と整合性を取るために、「要介護等認定者へのアンケート調査結果」に変更してはいかがか。また、これはいつ調査したのか、99 ページには記載されてはいるが、一目で見て分かるようにここにも平成何年何月の調査と記載してはいかがか。それと、28 ページにある「⑩主な介護者」、「⑪主な介護者の年齢」については、25 ページの「④要介護度」の後に場所を移動してはどうか。
- すでに作成した報告書からの抜粋を掲載しているので、その扱いについては事務局に一任いただきたい。
- 90 ページ、「成年後見制度」の説明が妥当でないように思う。財産管理と並べるのであれば、身上監護という言葉がくるのではないか。代行とあるが、同意権の場合には適さない。また、法定後見について記述するならば、任意後見にも言及してほしい。
- 分かりやすい表現に改めたい。
- 61 ページ、コラムの災害時要援護者対策について、「手挙げ方

式」による登録制度をもう少し強調すべきではないか、災害時要援護者対策についてしっかりと進めていることが伝わっていればいいのだが、武蔵村山市ではこういう方法を取っている、という事を市民に分かりやすく伝えるために、表記の方法や表現の仕方などを修正してはどうか。

- 武蔵村山市では「手挙げ方式」ということで、本人の同意に基づいて災害時要援護者情報について、民生・児童委員、消防署、警察署と共有している。委員の御指摘のとおり、例えばこれを見て、登録されていない方が登録しやすいように、窓口となっている防災安全課の電話番号を書くなどの修正を行いたい。
- 69 ページ、「福祉サービス第三者評価への助成」ということで、対象を限定しているようだが、市内に様々な事業があるので、将来的には広げる方向で検討していただきたい。
- ここに記載している「認知症高齢者グループホーム」と「小規模多機能居宅型介護施設」については、年に一度、第三者評価を受けないと地域密着型サービスが更新できない。そのため、助成を行っている。似たような例では認証保育所などもそうだ。財政状況を鑑みつつ、目標として掲げられるものについては記載したが、できるかどうかかわからないものを記載することは今回は見送っている。このグループホーム等については行っていく予定なので、御理解いただきたい。
- 77 ページ、事業者にできることとして「生活困窮者を積極的に雇用するよう努めましょう。」という表現があるのだが、適切ではないように思う。実際に雇用する際にも生活困窮者である事を確認しながらというのは現実的ではない。市民の方が見たときにしっかり受け止められる表現はないものだろうか。「国などの制度を理解しましょう。」とか、「ハローワークと連携し情報を得られるようにしましょう。」といった表現に変えてはどうだろうか。
- 市では、就労支援として、生活保護の方などを対象に行っている。もっとも、市の中には就労を担当している部署がない。ただ今回の地域福祉計画の策定に当たっては昨今の雇用情勢から、掲載している。委員の御提案を参考とさせていただきたい。
- 57 ページ、「③放置自転車対策の推進」のところだが、違法広告物撤去協力員制度を実施し、となっているが、これは一般的には道路を不法に占拠している看板等の撤去を行うものと思われるのだが、確認いただきたい。
- 道路公園課に確認する。
- 85 ページ、計画の進行管理と言うことでPDCAサイクルの図が掲載されているが、障害者計画の 55 ページにもある。内容は同じようなものなので、同時期に策定されたことも含め、問題がないようであれば、統一してはどうか。
- 障害者計画と調整し、統一する。
- 他に意見・質問はあるか。
- なし。
- 指摘事項については、事務局と座長・副座長に一任することとし、それ以外は原案のとおり承認するというので、異議はあるか。
- 異議なし。

(3) その他（参考「資料7第6回地域福祉計画等策定懇談会の日程について」）

- 今後のスケジュールについて、説明する。今後のスケジュールとし

	<p>ては、本日いただいた「第二次障害者計画」及び「第三次地域福祉計画」への指摘事項等について、事務局で修正を行い、座長・副座長に文言等の最終確認をいただき、その確認をもって、両計画の原案の最終決定とさせていただきます。添田座長・荒井副座長に市長報告を行っていただき、その後、パブリックコメント及び市民向けの説明会を行い、12月の市議会の全員協議会に諮り、来年3月に計画策定というスケジュールを考えている。</p> <p>なお、本日の会議録については、後日、委員の皆様のお宅に郵送させていただきます。御確認後、市のホームページにアップさせていただきます。地域福祉計画等策定懇談会における御審議はこれで終了となりますが、今後計画案について気になる点については、パブリックコメントや市民説明会を開催するので、そちらにお寄せいただきたい。</p> <p>○ 他に事務局からあるか。</p> <p>● 委員の皆様におかれましては、4月から本日まで、御協力、また御指導いただき誠にありがとうございました。今後とも、当市の福祉行政に対しまして、何卒御協力いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>○ 以上をもちまして本日の議事はすべて終了しました。これをもちまして、武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会を終了します。皆様、大変ご苦勞様でした。</p> <p style="text-align: right;">－ 以上 －</p>
--	--

<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開  <input type="checkbox"/> 一部公開  <input type="checkbox"/> 非公開  ※一部公開又は非公開とした理由</p> <p style="text-align: right;">傍聴者： 0 人</p> <p style="font-size: 2em;">( )</p>
--------------------	---

<p>会議録の開示・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開示  <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： )  <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： )</p>
---------------------	--

<p>庶務担当課</p>	<p>健康福祉部 地域福祉課（内線：154）</p>
--------------	----------------------------

（日本工業規格A列4番）